

島根県建設工事総合評価方式の運用について〈令和5年8月1日以降適用〉

技術管理課

令和5年8月1日以降に入札公告する工事から、以下のとおり取扱いを変更しますのでお知らせします。

1. 特別簡易型(地域維持型)の適用範囲の変更

現在試行中の特別簡易型(地域維持型)の適用範囲を以下のとおり見直し、その効果の検証のため試行を継続する。

- (1) 1千万円以上2.5千万円未満の工事についても選択を可能とする。
- (2) 4千万円以上1億円未満の工事について技術的難易度 Iの場合は選択の余地なく適用することとしていたが選択を可能とする。

上記内容により島根県建設工事総合評価方式運用手引き掲載のフロー図を別紙のとおり修正する。

2. 「継続学習(CPDS)の取組み」のユニット数の変更

継続学習(CPDS)の取組みに対する評価について、過去5年間*で取得したユニット数の基準を以下のとおり見直す。

※現在は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して6年間としている。

(現行) 30ユニット以上:満点 30ユニット未満:0点



(改正) 100ユニット以上:満点 30ユニット以上:満点の1/2 30ユニット未満:0点

[評価の例]

平成29年度から入札公告日前日までに取得しているCPDSユニットを評価する。

- 100ユニット以上ある者 …… 1点
- 30ユニット以上ある者 ……0.5点
- 30ユニット未満の者 …… 0点

